令和8年4月1日から 自転車に**青切符**が適用されます

免許はなくてもドライバー

ルールを守って責任ある運転を！

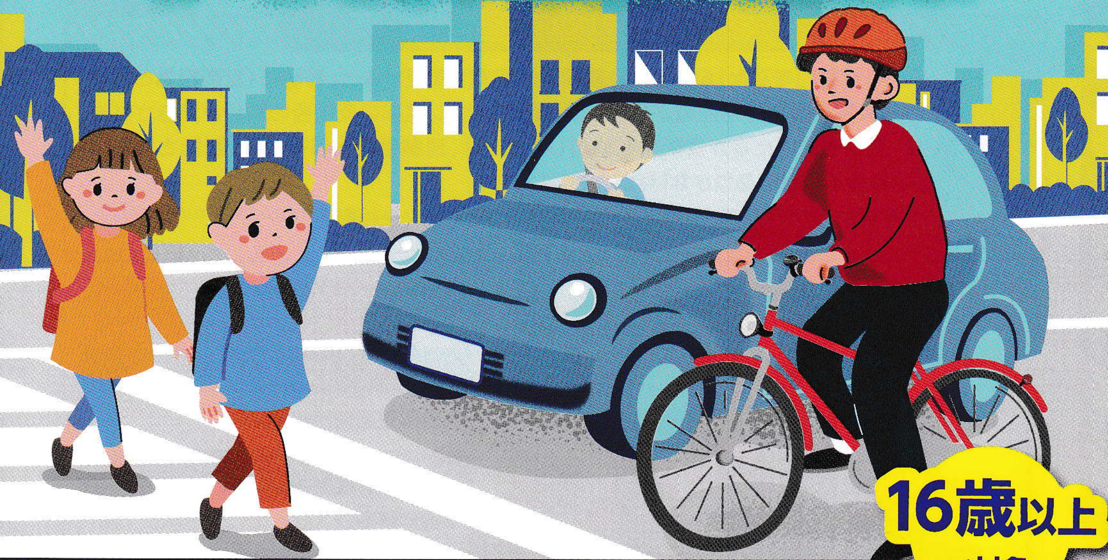

16歳以上が対象

～青切符（交通反則通告制度）導入後の指導取締りについて～

これまで同様、基本的には「指導警告」が行われ、悪質・危険な違反が取締りの対象となります。

携帯電話使用等（保持）

反則金 12,000円

信号無視

反則金 6,000円

警察庁 自転車 交通安全　検索

https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔

自転車の指導取締りの基本的な考え方

自転車の交通違反を認知した場合、**基本的には、現場での「指導警告」を行います。** ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となったりするような、**「悪質・危険な違反」であったときは、取締りを行います。**
指導取締りの**基本的な考え方は、青切符導入後も変わりません。**

交通反則通告制度とは

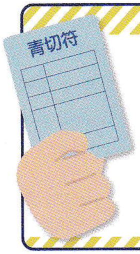

「反則行為[※1]」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符（反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面）が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へ移行せず、起訴されない（いわゆる「前科」もつかない）制度をいいます。

※1 反則行為：道路交通法の違反行為のうち、信号無視や指定場所一時不停止等といった、警察官が実際に見て、明らかに違反行為を行ったと判断できるものとして定められたもの

交通反則通告制度

反則行為

↓

青切符

↓ 反則金を納付 → 終結

↓ 反則金を不納付 → 刑事手続へ → 出頭・取調べ、裁判、罰金の納付等

刑事手続

重大な違反[※2]や交通事故を起こしたとき

※2 重大な違反（非反則行為）：酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転、携帯電話使用等（交通の危険）、ひき逃げ等

↓

赤切符等

↓

出頭・取調べ、裁判、罰金の納付等

反則行為と反則金の一例

12,000円
- 携帯電話使用等（保持）

7,000円
- 遮断踏切立入り

6,000円
- 信号無視
- 安全運転義務違反
- 通行区分違反（逆走，歩道通行等）
- 横断歩行者等妨害等

5,000円
- 指定場所一時不停止等
- 無灯火
- 自転車制動装置不良

3,000円
- 並進禁止違反
- 軽車両乗車積載制限違反（二人乗り等）

自転車運転者講習とは

自転車の運転に関し、道路における交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為（**危険行為**）を反復して行った者に対して、公安委員会が、交通の危険を防止するための講習の受講を命じる制度をいいます。
受講の命令に従わなかった者は、５万円以下の罰金に処せられます。

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止等、携帯電話使用等、通行区分違反 等

令和8年4月1日から

自転車の交通違反「青切符」適用

対象 16歳以上

交通反則通告制度（青切符）とは

従来、自転車の交通違反については、刑事手続き（罰金等）で処理されてきましたが、反則金を納めることで刑事手続きに移行せず、終結する制度。

▼交通違反となる主な例▼

携帯電話の使用等（保持）
反則金：12,000円

車道の右側通行
反則金：6,000円

イヤホンの使用
反則金：5,000円

※必要な音が聞こえないなどの場合

並　進
反則金：3,000円

遮断踏切立ち入り
反則金：7,000円

信号無視（赤色等）
反則金：6,000円

一時不停止
反則金：5,000円

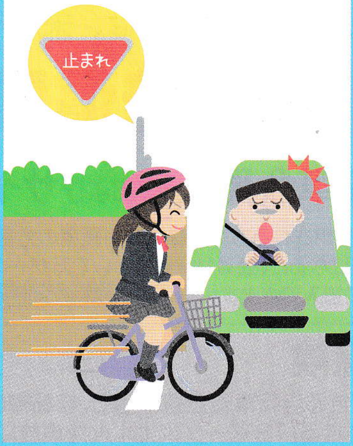

無 灯 火
反則金：5,000円

注：赤枠は、違反自体が悪質・危険なものの例

北海道警察　（一財）北海道交通安全協会

自転車が歩道通行できる場合

原則、**車道の左側端に沿うように走行しなければなりません**が、以下の場合は歩道を通行することができます。

※歩道を通行できる自転車は、長さ190㎝以内及び幅60㎝以内といった基準を満たす普通自転車に限られます。

① 「歩道通行可」の標識等がある場合

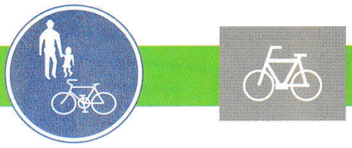

「歩道通行可」を示す標識(左)と道路標示(右)

② 13歳未満のこどもや70歳以上の人等が運転している場合

③ 車道に駐車車両や道路工事等により車道通行の安全を確保できず、やむを得ない場合

歩道通行するときは、車道寄りを徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません。

自転車だって加害者に！

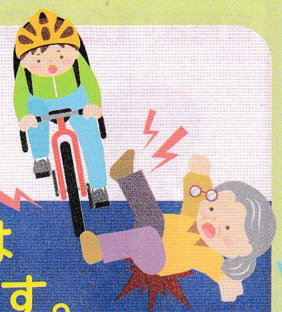

約6分32秒に1件、自転車事故は発生しています。

警察庁「令和元年中の交通事故の発生状況」および「令和元年における交通死亡事故の特徴について」から作成

自転車の加害事故賠償額例

9,521万円

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)

自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。この賠償責任は、未成年といえども責任を免れることはできません。

相手のため 自分のために

自転車損害賠償責任保険などに加入しましょう！

全日本交通安全協会の自転車会員入会およびサイクル安心保険

自転車会員は…国内で自転車を利用される方およびその保護者の方など、どなたでも入会できます。自転車会員になると、会員サービスとして万が一の自転車事故に備えたサイクル安心保険に加入できます。

詳しくはこちらから

TSマークの付帯保険

TSマークとは

TSマークを取り扱うことができる自転車安全整備店で、自転車の点検・整備(有料)を受けると貼付される「TSマーク」には、人身事故についての賠償責任補償や傷害補償等の保険が付帯されます(1年間有効)。

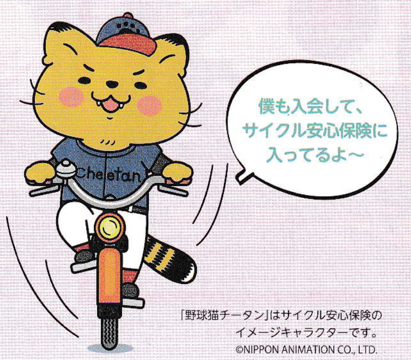

「野球猫チーターン」はサイクル安心保険のイメージキャラクターです。
©NIPPON ANIMATION CO., LTD.